

鶴川第二土地区画整理事業

19

環境影響評価書案の概要

鶴川第二土地区画整理事業

昭和59年11月

東京都

I. 総 括

1. 事業者の氏名及び住所

(1) 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

氏名 東京都知事 鈴木俊一

住所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 電話 03-212-5111

(2) 事業予定者

氏名 住宅・都市整備公団

総裁 大塩洋一郎

住所 東京都千代田区九段北一丁目14番6号 電話 03-263-8111

2. 対象事業の名称

鶴川第二土地区画整理事業

（対象事業の種類 土地区画整理事業）

3. 対象事業の内容の概略

対象事業は、東京都町田市真光寺町及び広袴町の各一部を含む約64.3haにおいて、住宅・都市整備公団施行による土地区画整理事業を実施するものである。その計画の概要は、表I-3-1に示すとおりである。

表I-3-1 計画の概要

項目	概要	
位置	東京都町田市真光寺町字5号340-1外及び広袴町字1号62-2外	
計画区域面積	64.3ha	
計画人口	7,400人(1,840戸)	
事業実行期間	昭和60年度から昭和66年度までを予定	
土地利用区分		
道 路	12.3ha	
公 園・緑 地	9.2ha	(近隣公園1,児童公園3,緑地1)
河 川	0.1ha	
水 路	0.6ha	
計画住宅用地	5.8ha	
独立住宅用地	30.3ha	
教育施設用地	4.5ha	(中学校1,小学校1,幼稚園1)
その他施設用地	1.5ha	(近隣センター1,保育所1)
合 計	64.3ha	

4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

事業内容と地域の概況を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、予測・評価を行った。その結論は表I-4-1に示すとおりである。

表I-4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 大気汚染	造成工事中の粉じんの発生については、法面保護等の各種発生予防措置を講ずるので、計画地区周辺への粉じんの影響は小さいものと考えられる。
2. 水質汚濁	造成工事中における降雨時の土砂、浮遊物質の流出については、調整池、沈砂池等の予防措置を講ずるので、真光寺川下流への影響は小さいものと考えられる。
3. 騒音	建設作業に伴う騒音レベルは、計画地区境界から30mの地点において73.4~74.9dB(A)となり、東京都公害防止条例による指定建設作業の勧告基準値(75dB(A))以下となる。さらに、計画地区境界付近で住宅が近接している場所では、仮囲いの設置又は低騒音型建設機械の使用を行うので、建設作業騒音の影響は小さいと考えられる。
4. 振動	建設作業に伴う振動レベルは、計画地区境界において68.8~70.0dBとなり、東京都公害防止条例による指定建設作業の勧告基準値(70dB)以下となる。さらに計画地区境界付近で住宅が近接している場所では、建設機械の走行速度についても十分留意するので、建設作業振動の影響は小さいものと考えられる。
5. 地上植物	事業の実施により、植物個体の減少は避けられないが、多摩丘陵の典型的な植物相をみせる尾根斜面は残存樹林地とする計画であり、地域的に注目すべき植物であるカントウカンアオイについては可能な限り残存樹林地に取り込むなど、保存に努める。計画地区における現況の樹林地(草地も含む)面積は44.1ha(計画地区面積の68.8%)であり、事業完了後には20.4ha(同31.6%)が確保される。 したがって、植物への影響は最小限に止められるものと考えられる。

予測・評価項目	評 値 の 結 論
6. 陸上動物	<p>樹林型の動物群の生息域は計画地区内においては減少するが、主要な生息域である樹林地の大半は計画地区外であり、また、計画地区内の樹林地の一部も、公園・緑地として現況のまま残る。両生類については、水路や児童公園内の池において、生息環境の復元に努める。</p> <p>また、計画地区及び周辺では地域的に注目すべき動物であるキツネ、タヌキ等は、計画地区外の樹林地等で生息が可能であると考えられる。</p> <p>したがって、陸上動物への影響は最小限に止められるものと考えられる。</p>
7. 水生生物	<p>造成工事中、降雨時に真光寺川下流へ浮遊物質の流出を考えられるが、調整池、沈砂池等の予防措置を講じる。</p> <p>計画地区内における水生生物の生息地は、造成工事により消滅することは避けられないが、事業完了後には水路や児童公園内の池において生息環境の復元に努める。</p> <p>したがって、水生生物への影響は最小限に止められるものと考えられる。</p>
8. 地形・地質	<p>計画地区内には学術上あるいは景観上重要な地形、地質はない。</p> <p>造成により生じる法面については、宅地造成等規制法に基づき施工する。</p> <p>造成工事等による地区外の不圧地下水への影響については、透水性舗装等の対策を講ずるので最小限に止められるものと考えられる。</p>
9. 史跡・文化財	<p>文化財については、文化財保護法及び東京都文化財保護条例による指定文化財は、確認されていない。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づいて現況保存又は記録保存等、適切な措置をとる。</p>
10. 景 観	<p>地形の改变等により、周辺からの眺望の状況は変化するが、計画地区北東側の尾根をほぼ現状のまま残すことにより、景観の変化を最小限に止められるものと考えられる。</p> <p>また、残存樹林地及び植栽地により、周辺景観と調和した市街地になるものと考えられる。</p>



図II-2-1 位置図

